

高岡市事業つなぎ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震により被害を受けた事業者が、事業所を復旧するまでの間に、高岡市内の空き工場、遊休地、店舗等を活用して事業を実施する場合の賃料等の一部を補助することについて、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業用物件 事業の用に供する、高岡市内の土地、工場、店舗等をいう。
- (2) 賃料等 事業用物件を賃借する者が負担する賃借料、共益費、使用料等をいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、令和6年能登半島地震により被災した中小企業者等で、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 事業用資産が被災し、既存事業所での事業活動が困難であること。
- (2) 事業用物件の賃貸借契約を締結し、賃料等の負担する者であること（契約者でない者は除く。）。
- (3) 事業用物件の賃料等について、国、県又は市の他の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 事業用物件を賃借して実施する事業が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種その他市長が不適当と認める業種を営む事業者でないこと。
- (5) 事業用物件の契約期間が3箇月以上であること。ただし、事業者の被災状況、復旧状況等を勘案し、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助対象経費及び補助対象期間)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象者が負担する事業用物件の賃料等とする。

- 2 補助対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、令和6年1月1日から令和9年3月31日までの間の事業用物件の賃借期間とし、賃借を開始した日から1年間を限度とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2を乗じて得た額とし、1箇月当たりの限度額は15万円とする。

- 2 月額賃料等の算定にあたり、1箇月未満の端数日数があるときは、日割りにより計算するものとする。
- 3 前2項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事前協議書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業に係る事業用物件を賃借した

ときは、第8条に規定する補助金の交付申請の前に、次の各号に掲げる書類を添えて、補助金に係る事前協議書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 被災したことが確認できる書類（罹災証明書、市町村が発行する証明書の写し等）
- (2) 補助対象事業に係る賃貸借契約書の写し
- (3) 会社・法人の登記事項証明書又は登記申請書の写し（個人の場合は住民票の写し）
（補助事業の適用等の確認）

第7条 市長は、前条の規定による事前協議書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業の適用の可否を確認し、その旨を当該事前協議書を提出した者に、補助金に係る補助事業適用通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（交付申請）

第8条 補助事業者は、事業用物件の賃借期間が終了したとき（賃借期間が1年を超える場合は、賃借を開始した日から1年が経過したとき）は、次に掲げる書類を添えて、高岡市事業つなぎ補助金交付申請書兼請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象期間中の賃料等の支払を証する書類の写し
- (2) 事前協議に係る適用通知書の写し

2 補助事業者は、賃借期間が年度をまたぐ場合は、当該年度が終了したときに、当該年度分の事業用物件の賃料等に係る交付申請をすることができる。この場合における交付申請については、前項の規定を準用する。

（交付決定）

第9条 市長は、前条の交付申請書兼請求書を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて行う現地調査等の結果、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付決定を行うものとする。

2 市長は、前項の審査により補助金の交付を決定したときは、高岡市事業つなぎ補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の審査により補助金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対して補助金を交付するものとする。

（決定の取消し等）

第11条 市長は、補助事業者が補助金の交付条件に違反したとき又は規則第17条の規定に基づき、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、高岡市事業つなぎ補助金交付決定取消し通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 前項の規定は、前条の規定による補助金の交付決定があった後においても適用する。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備等)

第13条 補助事業者は、補助対象事業の経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に支持する書類を含む。以下同じ。）を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを補完しなければならない。

(報告、検査及び指示)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは交付対象事業の施行上必要な指示をし、又は前条の帳簿その他関係書類について検査することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年2月22日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に支援金の交付決定を受けた者にかかる規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

令和 年 月 日

高岡市長 あて

申請者 郵便番号
住所（所在地）
氏名又は名称及び代表者氏名
電話番号

高岡市事業つなぎ補助金に係る事前協議書

高岡市事業つなぎ補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、補助金に係る事前協議書を提出します。

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事業用物件契約額 | 金 円 |
| 2 | 契約年月日 | 令和 年 月 日 |
| 3 | 契約終了予定年月日 | 令和 年 月 日 |
| 4 | 利用目的 | のため |
| 5 | 添付書類 | <ul style="list-style-type: none">・り災証明書又は事業用資産への被災が証明できる書類（写）・補助対象事業に係る賃貸借契約書（写）・会社・法人の登記事項証明書又は登記申請書（写） <p style="text-align: center;">（個人の場合は住民票（写））</p> |

※ 補助金の交付に当たっては、事業用物件の賃借期間が終了した後（賃借期間が 1 年を超える場合は、賃借を開始した日から 1 年が経過したとき）において、改めて補助金の交付申請を行う必要があります。

様

高岡市事業つなぎ補助金に係る補助事業適用通知書

令和 年 月 日付けで事前協議のあった高岡市事業つなぎ補助金に係る補助金については、高岡市事業つなぎ補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により、補助対象要件を満たすことを確認しましたので、通知します。

令和 年 月 日

高岡市長 印

- 1 補助対象の予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 2 備考 補助金の交付にあたっては、事業用物件の賃借期間が終了した後（賃借期間が1年を超える場合は、賃借を開始した日から1年が経過したとき）において、改めて補助金の交付申請を行う必要があります。

令和 年 月 日

高岡市長 あて

申請者 郵便番号
住所（所在地）
氏名又は名称及び代表者氏名
電話番号

高岡市事業つなぎ補助金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日付け 第 号で適用通知のあった高岡市事業つなぎ補助金について、補助事業が完了したので、高岡市事業つなぎ補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり申請し、下記のとおり交付されたく請求します。

- 1 補助事業の完了年月日 年 月 日
- 2 申請額及び請求額 円
- 3 添付書類
 - ・適用通知書の写し
 - ・賃料等の支払いを証するもの

振込先

金 融 機 関	銀行・信金・信組・農協
支 店 名	店
口 座 種 別	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
口 座 カ ナ 名 義	
添 付 資 料	通帳の写し(口座名義、口座番号、支店名、フリガナなどの記載があるページ)

様

高岡市事業つなぎ補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった高岡市事業つなぎ補助金については、高岡市事業つなぎ補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

令和 年 月 日

高岡市長 印

- 1 補助金の交付額 金 円
- 2 補助金の交付の条件
 - (1) 高岡市補助金等交付規則（平成 17 年高岡市規則第 32 号）又はこの要綱の規定を遵守すること。
 - (2) この要綱の規定により、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消された場合には、市長の求めに応じ、補助金の返還を行うこと。

第 号
令和 年 月 日

様

高岡市長 印

高岡市事業つなぎ補助金交付決定取消し通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した高岡市事業つなぎ補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

- 1 交付決定通知済額 金 円
- 2 取消の理由